

## 有資格業者に対する指名停止措置について

## 指名停止措置の概要

## 1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所
株式会社赤羽組	福島県須賀川市長沼字鍛冶町10

## 2. 指名停止措置期間

令和5年7月19日 ～ 令和5年10月18日 ( 3ヵ月 )

## 3. 指名停止措置の範囲

東北地方整備局管内

## 4. 事実概要

株式会社赤羽組の元代表取締役は、代表取締役だった平成30年7月頃から令和4年8月頃にかけて、福島県発注の公共工事の入札をめぐり、福島県職員から設計金額等を教えてもらった見返りに現金や飲食代等を渡したとして、令和5年5月16日、贈賄の疑いで福島県警に逮捕された。

## 5. 指名停止措置理由

上記のことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」の別表第2第3号イに該当する。

## 参考

○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」 別表第2（抜粋）

措置要件	期間
(贈賄)	
3 次のイ、ロ又はハに掲げる者が当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
イ 代表役員等	3ヵ月以上9ヵ月以内
ロ 一般役員等	2ヵ月以上6ヵ月以内
ハ 使用人	1ヵ月以上3ヵ月以内

&lt;発表記者会：宮城県政記者会、福島県政記者クラブ、東北電力記者会、東北建設専門紙記者会&gt;

## 問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局 (TEL 022-225-2171) (代表)

総務部 契約課 課長 高橋 欣哉 (内線 2511)

建設専門官 小林 一範 (内線 2512)